

# 特許出願動向調査 —マクロ調査—

—中国での実用新案に関する動向について—

特許庁 総務部企画調査課技術動向班技術動向係長

藤代 亮

PROFILE

平成 18 年 4 月 特許庁入庁（特許審査第三部有機化学 配属）  
平成 22 年 4 月 審査官昇任  
平成 23 年 10 月より現職

## 1 はじめに

特許情報は、企業、大学等における研究開発の成果に係る技術情報及び権利情報であり、この特許情報を多面的に分析することは、今後の研究開発戦略や知的財産戦略のために有益なことである。

特許庁では、日本、米国、欧州、中国、韓国をはじめとして世界各国（地域）・機関での出願動向を調査し、産業の動向及びグローバル企業の知的財産戦略の状況を把握することを目的としたマクロ調査（特許・意匠・商標）や、科学技術基本計画において定められた分野を中心に、技術の発展が見込まれる分野または社会的に注目されている技術分野について、技術全体を俯瞰すること及び日本の技術・産業競争力、技術開発の進展状況・方向性を把握することを目的とした分野別出願動向調査（特許・意匠・商標）等の調査を実施している（図 1）。

これらの調査結果は、①産業界・学界においては、研究開発戦略、知的財産戦略策定のため、②行政機関においては、産業政策、科学技術政策策定のため、③特許庁においては、迅速かつ確かな審査処理のための基礎資料として、それぞれ活用されている。

本稿では、平成 23 年度に実施した特許出願動向調査—マクロ調査—の調査結果から、近年出願・登録件数の伸びが著しい中国での実用新案の動向について紹介する。

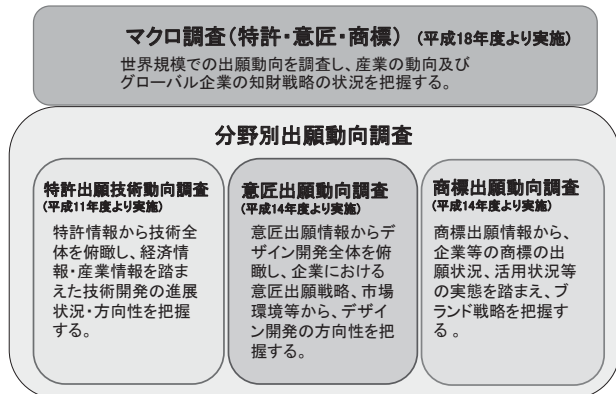
## 2 特許出願動向調査 —マクロ調査—

特許出願動向調査—マクロ調査—は、主要な特許出願先国（地域）である日本、米国、欧州、中国、韓国を中心に技術分野別の特許出願動向を詳細に調査し、技術開発や市場の観点から分析を行うことで、世界規模での技術・市場の動向及び企業の知的財産戦略の状況を把握するものである。

さらに平成 23 年度調査では、近年注目を集めている中国における実用新案登録に関し調査・分析することで、その全体状況や企業の戦略を把握することも目的としている。

### 2.1 中国における実用新案登録に関する調査

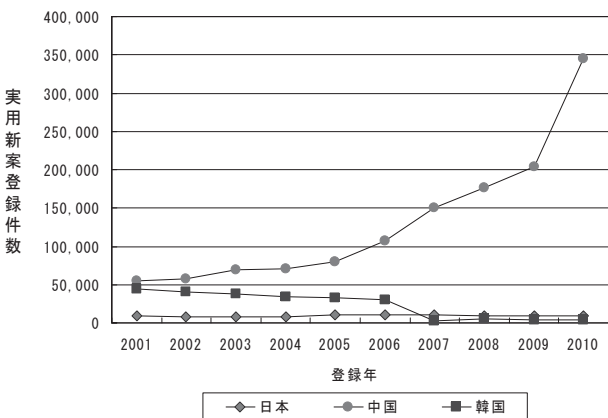
日本をはじめとする外国企業の中国における実用新案に関する関心はさほど高くなかったと思われるが、



【図 1】 出願動向調査の概要

2007年のシュナイダー事件<sup>1</sup>で外国企業の現地法人が実用新案権の侵害で多額の賠償金額の支払いを命じられる判決が出たこともあり注目を浴びてきている。出願・登録件数が急激に増加しており、日系企業が実用新案権の侵害で提訴されるケースも起きていることから、本調査では中国での実用新案の動向について調査を行った。

まず最初に、中国における実用新案登録件数の推移を把握するために、日本及び韓国における実用新案登録件数の推移と比較したものを図2に示す。



出典:「平成23年度特許出願動向調査-マクロ調査-」をもとに作成  
(データは各国年次報告書より抽出)

【図2】 日中韓での実用新案登録件数推移 (登録年 2001年から2010年)

中国において、特に2006年以後急激に実用新案登録件数が増えており、2010年には約35万件となっていることが分かる。

なお、2010年の実用新案登録件数の増加については、中国ハイテク企業認定弁法(2008年制定)によるものとの見方が示されている。<sup>2</sup>

また、同じ発明(考案)について、特許と実用新案の二重登録はできないものの、同じ日に特許出願と実用新案登録出願を行うと、実用新案権が先に登録される。そ

1 シュナイダー・エレクトリック社(フランス)の現地法人(天津)が中国現地企業により実用新案権の侵害で提訴され、巨額の損害賠償金の支払を認定する判決が出された(2007年)。同社は上告し、最終的に和解となったものの、和解金額は20億円を上回ったと見られる。

2 ジェトロ(北京)、中国実用新案権関連訴訟調査報告書(2010年3月)p10参照。中国における実用新案関連訴訟の実情の分析結果が詳細に報告されている。

の後特許の登録時に実用新案権を放棄すれば、特許権が登録されることになるので、特許権を取得するまで、実用新案権で発明を保護するという運用が可能である。その運用が活用された結果として、実用新案登録の件数が増えていることも考えられる。

次に、中国の実用新案登録が主にどの国(地域)の出願人によるものかを把握するために、2010年の実用新案登録について分析を行った。その結果を表1に示す。データベースとしてはCNIPR(作成元:知識産権出版社)を用いている。なお、海外企業の中国現地法人による登録は中国扱いとなっている。また、香港からの登録及び件数が少ない外国からの登録は中国からの登録に含まれていることにも留意する必要がある。

表1を見ると、実に95%以上が中国国内からの出願人による登録となっており、上記の留意点を考慮しても、中国国内からの出願・登録が圧倒的に多いものと考えられる。また、台湾からの登録を除くと、米国、日本、ドイツ、韓国からの登録が多いことが分かる。

中国(登録年2010年)	
国籍(地域)	登録件数
日本	409
米国	911
ドイツ	236
韓国	197
スイス	72
フランス	55
イギリス	44
台湾	9,964
中国(香港、不明分含む)	303,944

データベース: CNIPR

出典:「平成23年度特許出願動向調査-マクロ調査-」の調査結果をもとに作成

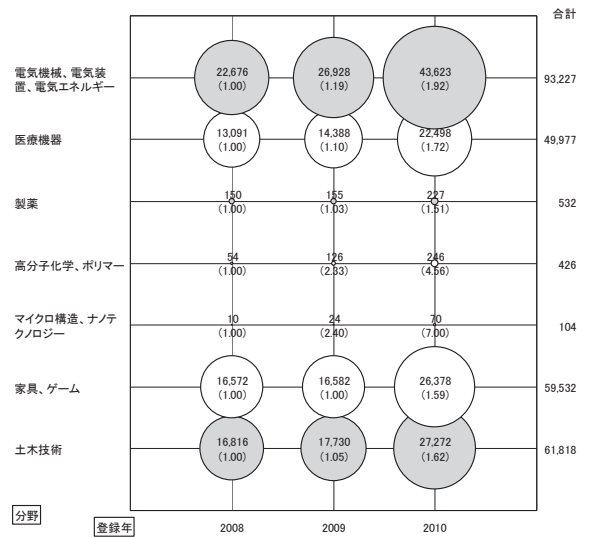
【表1】 中国での実用新案登録の出願人の主な国(地域)(登録年2010年)

さらに、技術分野別の出願動向を把握するために、WIPO(世界知的所有権機関)が設定した技術分野(IPC AND TECHNOLOGY CONCORDANCE TABLE: IPC(国際特許分類)を基準に作成)に基づき、中国への実用新案登録件数を技術分野別に分析した。

図3に中国における実用新案登録の技術分野別件数

推移（登録年 2008 年から 2010 年）について、一部抜粋したものを示す。

中国での 2010 年の実用新案登録件数は、全ての技術分野で 2008 年に比べて増加しており、また、「電気機械、電気装置、電気エネルギー」、「医療機器」、「家具・ゲーム」及び「土木技術」分野での件数が特に多かった。一方、「マイクロ構造、ナノテクノロジー」、「製薬」及び「高分子化学、ポリマー」分野のように、増加しているとはいえ依然件数が少ない分野もあり、技術分野によっては特許出願との棲み分けがなされているものとも見受けられる。



データベース：WPI  
※各バブルにおける括弧内の数値は、各技術分野の2008年の登録件数を1.00とした場合の比率

出典：「平成23年度特許出願動向調査-マクロ調査-」の調査結果をもとに作成

【図3】 中国での実用新案登録の技術分野別件数推移（抜粋；登録年 2008 から 2010 年）

## 2.2 中国における実用新案登録の上位出願人に関する調査

中国における実用新案登録件数の多い出願人に共通する傾向を把握するために、上位出願人の業種及び国（地域）籍を分析した。この調査に際しては、2010 年の実用新案登録のデータを基に調査を行っている。データベースとして DERWENT WORLD PATEN INDEX（作成元：トムソン・ロイター、以下 WPI という）を使用した。

表 2-1 及び 2-2 にその結果を示す。上位 25 者まで

に入ってくる企業は 2 者のみ、50 者まででやっと企業 9 者という結果であり、個人による出願が多いことが分かった。企業では、ホンハイプレジジョン、宝山鋼鉄、チェリー・オートモービル（奇瑞汽車）、BYD（比亞迪）など台湾または中国籍企業が上位に挙げられている。

なお、個人名の出願人については、同じ姓が多く、かつ名前がイニシャルで表記されることにより区別されずに同一出願人と判定されたと推定される結果により、あ

中国（登録年2010年）				
順位	登録件数	業種	出願人名	国籍（地域）
1	1,255	個人・その他	WANG Y	—
2	1,139	個人・その他	LI J	—
3	1,114	個人・その他	ZHANG Y	—
4	1,093	個人・その他	WANG X	—
5	1,083	個人・その他	WANG J	—
6	994	個人・その他	ZHANG J	—
7	975	個人・その他	LI Y	—
8	911	個人・その他	CHEN J	—
9	906	エレクトロニクス	ホンハイプレジジョン	台湾
10	879	個人・その他	CHEN Y	—
11	871	個人・その他	LI X	—
12	861	個人・その他	ZHANG X	—
13	858	個人・その他	LIU Y	—
14	824	個人・その他	WANG Z	—
15	790	輸送用機器・部品	ジーリー・ホールディング（吉利）	中国
16	779	個人・その他	LI Z	—
17	726	個人・その他	ZHANG H	—
18	715	個人・その他	WANG H	—
19	714	個人・その他	CHEN X	—
20	708	個人・その他	ZHANG Z	—
21	693	個人・その他	LIU X	—
22	683	個人・その他	LIU J	—
23	609	個人・その他	WANG W	—
24	602	個人・その他	LI S	—
25	584	個人・その他	ZHANG L	—

データベース：WPI

※グレーの網掛けは、「個人・その他」以外の業種の出願人を示す

出典：「平成23年度特許出願動向調査-マクロ調査-」の調査結果をもとに作成

【表 2-1】 中国での実用新案登録の上位出願人 50 者（登録年 2010 年）

中国（登録年2010年）				
順位	登録件数	業種	出願人名	国籍（地域）
26	579	個人・その他	WANG S	—
27	576	個人・その他	WANG L	—
28	573	鉄鋼・金属・鉱工業	宝山鋼鉄	中国
29	548	個人・その他	CHEN Z	—
30	542	研究機関	浙江大學	中国
31	536	個人・その他	LI H	—
32	528	個人・その他	LIU Z	—
33	517	輸送用機器・部品	チェリー・オートモービル	中国
34	492	個人・その他	LI C	—
35	491	精密・医療機器	フォーナン・サン・ファーム・マシナリー	中国
36	464	個人・その他	CHEN H	—
37	459	個人・その他	LI W	—
38	458	輸送用機器・部品	BYD（比亞迪）	中国
38	458	個人・その他	LIU H	—
40	456	個人・その他	ZHANG W	—
41	453	エレクトロニクス	コンカ（康佳）グループ	中国
42	439	個人・その他	WANG C	—
43	432	エネルギー	中国石油化工股分（SINOPEC）	中国
44	429	個人・その他	ZHANG C	—
45	427	個人・その他	LIU S	—
46	410	個人・その他	XU J	—
46	410	個人・その他	YANG J	—
48	404	個人・その他	HUANG J	—
49	400	個人・その他	ZHANG S	—
50	390	個人・その他	XU X	—

データベース：WPI

※グレーの網掛けは、「個人・その他」以外の業種の出願人を示す

出典：「平成23年度特許出願動向調査-マクロ調査-」の調査結果をもとに作成

【表 2-2】 中国での実用新案登録の上位出願人 50 者続き（登録年 2010 年）

たかも多数の出願を行ったように見える場合があるので留意する必要がある。また、上記の理由により、本調査では該個人出願人が企業オーナー等の企業に属する者か、個人の発明家であるか等については明確にはならなかった。

次に、WIPOの技術分野別の実用新案登録の結果において、上位出願人の状況を把握するために、一例として「運輸」分野の上位出願人20者について分析した結果を表3に示す。全体の傾向とは異なり、上位10者は中国、香港の企業という結果であった。しかしながら11位～19位は個人であり、やはり個人出願人による出願・登録が多いことが明らかになった。

中国(登録年2010年)				
順位	登録件数	業種	出願人名	国籍(地域)
1	318	輸送用機器・部品	ジーリー・オートモービル(吉利汽車)	香港
2	196	輸送用機器・部品	チェリー・オートモービル(奇瑞汽車)	中国
3	173	輸送用機器・部品	北汽福田汽車	中国
4	142	輸送用機器・部品	チョンチンチャンアン・オートモービル(重慶長安汽車)	中国
5	129	家庭用品・化粧品	グッドベビー	中国
6	121	輸送用機器・部品	ドンファン・オートモービル(東風汽車)	中国
7	109	輸送用機器・部品	中国ヘビーデューティトラックグループ(重慶汽車集団)	中国
8	105	輸送用機器・部品	BYD(比亚迪)	中国
9	82	輸送用機器・部品	CHONGQING LONGXIN ENGINE CO LTD	中国
10	82	輸送用機器・部品	リファン	中国
11	77	個人・その他	WANG J	-
12	67	個人・その他	WANG Y	-
13	61	個人・その他	LI Z	-
14	59	個人・その他	CHEN J	-
15	59	個人・その他	ZHANG Y	-
16	54	個人・その他	ZHANG H	-
17	53	個人・その他	LI J	-
17	53	個人・その他	WANG X	-
19	52	個人・その他	ZHANG X	-

データベース：WIPI

※グレーの網掛けは、「個人・その他」以外の業種の出願人を示す

出典：「平成23年度特許出願動向調査-マクロ調査」の調査結果をもとに作成

【表3】 中国での「運輸」分野の実用新案登録の上位出願人20者(登録年2010年)

### 2.3 まとめ

中国への実用新案登録出願・登録が年々増加しているが、その大部分は中国国内からの出願・登録である状況が確認できた。一方で、出願・登録件数の多い中国籍出願人を調査しても、個人名での出願が多く、上位出願人の動向等を把握することは困難であることが明らかとなった。

このように、特許・実用新案情報を多角的に分析することにより、各国(地域)での出願・登録状況を明らか

にし、また各国(地域)の出願企業の動向等を大まかに把握することができる。

## 3 おわりに

特許出願動向調査-マクロ調査-について、平成23年度の調査結果から近年出願・登録件数の増加が著しい中国における実用新案に着目した調査結果を紹介した。これらの調査以外にも、本調査においては、やはり近年出願件数の増加が著しい中国における特許の出願動向及び他の国・地域での特許出願動向に関する調査も行っている。また、冒頭でも紹介した特許出願動向調査では、様々な技術テーマに関して詳細な調査・分析を行っている(表4に平成24年度調査実施テーマ一覧を示す)。これらの調査結果の概要版は、特許庁ウェブサイト(<http://www.jpo.go.jp/shiryuu/gidou-houkoku.htm>)に掲載しているので、興味のある調査結果・技術テーマについては是非ご一読いただければ幸いである。

平成24年度特許出願技術動向調査テーマ	
・リチウム二次電池	・タッチパネル利用を前提としたGUI及び次世代UI
・太陽電池	・パワーコンディショナ
・高効率照明	・インスタント麺
・スマートグリッドを実現するための管理・監視技術	・磁性材料
・人工光合成	・光エレクトロニクス

【表4】 平成24年度特許出願技術動向調査テーマ一覧

また、報告書については、国立国会図書館、特許庁図書館等で閲覧可能である。

我が国の企業や研究開発機関等が、これらの出願動向調査を有効に活用することにより、効率的な技術開発を進め、結果として、我が国の国際競争力強化につながれば幸甚である。